主

本件抗告を却下する。

抗告費用は抗告人の負担とする。

理由

人身保護法による釈放の請求を却下又は棄却した地方裁判所の決定については, これに対する不服申立てについて人身保護法及び人身保護規則に特段の規定が置かれておらず,人身保護法による釈放の請求を却下又は棄却した高等裁判所の決定 は,許可抗告の対象とはならないというべきである(民訴法337条1項ただし 書)。

したがって,本件請求を棄却した原決定に対する本件抗告は,不適法であって, 却下を免れない。

よって,裁判官全員一致の意見で,主文のとおり決定する。

(裁判長裁判官 千葉勝美 裁判官 古田佑紀 裁判官 竹内行夫 裁判官 須藤正彦)